

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成20年1月24日(2008.1.24)

【公表番号】特表2003-515558(P2003-515558A)

【公表日】平成15年5月7日(2003.5.7)

【出願番号】特願2001-541496(P2001-541496)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/54	(2006.01)
A 6 1 K	9/06	(2006.01)
A 6 1 K	9/10	(2006.01)
A 6 1 K	9/70	(2006.01)
A 6 1 K	31/17	(2006.01)
A 6 1 K	31/4166	(2006.01)
A 6 1 K	45/00	(2006.01)
A 6 1 P	35/00	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)
C 0 7 D	285/18	(2006.01)
C 0 7 D	233/74	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	31/54	
A 6 1 K	9/06	
A 6 1 K	9/10	
A 6 1 K	9/70	4 0 1
A 6 1 K	31/17	
A 6 1 K	31/4166	
A 6 1 K	45/00	
A 6 1 P	35/00	
A 6 1 P	43/00	1 0 5
A 6 1 P	43/00	1 2 3
C 0 7 D	285/18	
C 0 7 D	233/74	

【手続補正書】

【提出日】平成19年11月29日(2007.11.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】 メチロール含有化合物が新生物細胞のアポトーシス死を誘導し、かつ該メチロール含有化合物が式中Rがヘテロ基であるR-CH₂-OH基を有する、癌の治療のための医薬品の製造におけるメチロール含有化合物の使用。

【請求項2】 医薬品が正常細胞と比較して優先的に新生物細胞の死を誘導する、抗新生物医薬品としての請求項1記載の使用。

【請求項3】 前記新生物細胞が哺乳動物における自己由来新生物細胞である、請求項1記載の使用。

【請求項4】 前記新生物細胞が哺乳動物における薬物耐性新生物細胞である、請求項1記載の使用。

【請求項 5】 前記医薬品が、アポトーシスによる新生物細胞死を誘導するのに十分な用量で該新生物細胞の表面と直接接触するように投与される、請求項1記載の使用。

【請求項 6】 以下の段階を含む、骨髄細胞の集団から新生物細胞をエクスピボで取り除く方法：

該集団と、式中Rがヘテロ基であるR-CH₂-OH基を有するメチロール含有化合物を含む組成物とを接触させる段階。

【請求項 7】 新生物細胞が中枢神経系(CNS)の腫瘍である、請求項1～5のいずれか一項記載の使用または請求項6記載の方法。

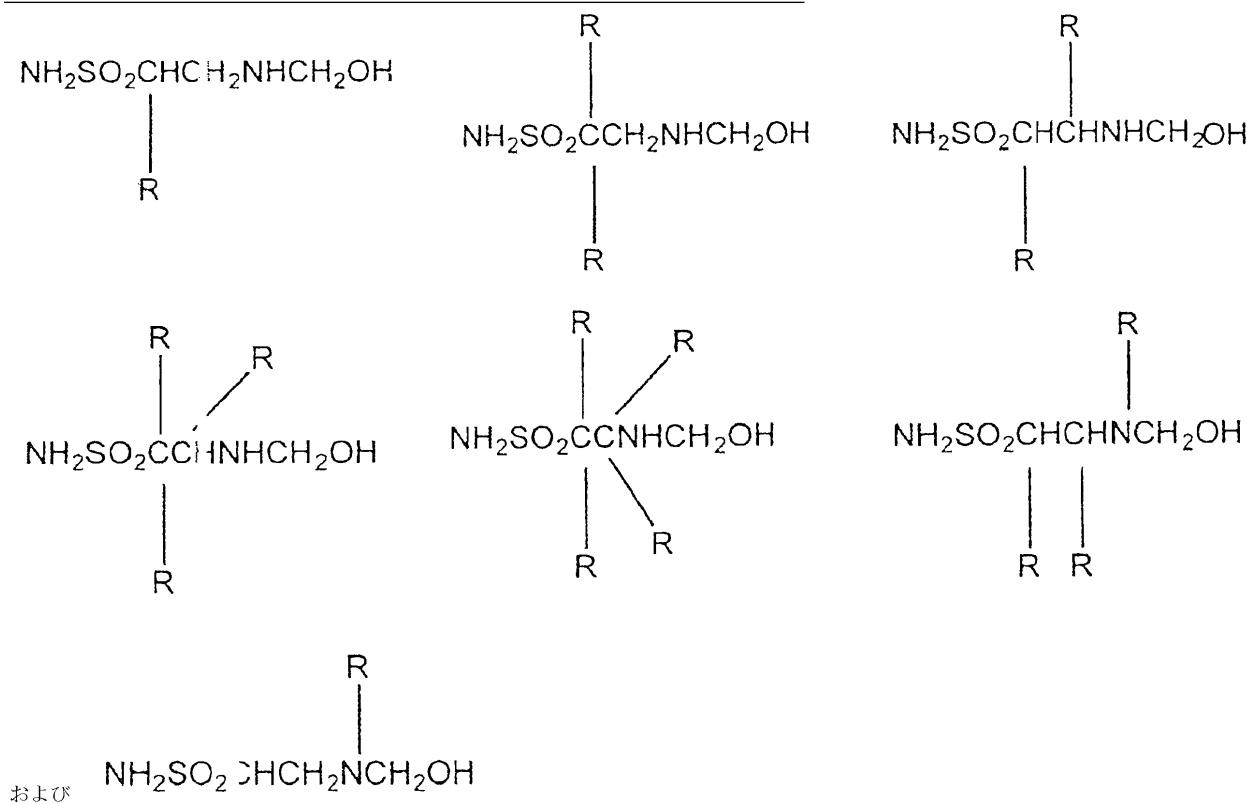
【請求項 8】 新生物細胞が、神経膠腫、神経芽細胞腫、星状細胞腫、癌性髄膜炎(carcinomatous meningitis)、乳癌、卵巣癌、結腸癌、前立腺癌、肺膿瘍、CNS癌、肝膿瘍、肺癌、胃癌、食道癌、膀胱癌、黒色腫、白血病、およびリンパ腫、非CNS原発腫瘍からの転移、ならびに薬物耐性腫瘍からなる群より選択される、請求項1～5のいずれか一項記載の使用または請求項6記載の方法。

【請求項 9】 新生物細胞が充実性腫瘍、非充実性腫瘍、およびリンパ腫からなる群より選択される、請求項1～5のいずれか一項記載の使用または請求項6記載の方法。

【請求項 10】 腫瘍が癌腫または肉腫である、請求項9記載の使用。

【請求項 11】 腫瘍細胞が壊死と比較して優先的にアポトーシスを受ける用量で、メチロール含有化合物が投与される、請求項1～5のいずれか一項記載の使用または請求項6記載の方法。

【請求項 12】 メチロール含有化合物が以下からなる群より選択される、請求項1～5のいずれか一項記載の使用または請求項6記載の方法：



式中、R = ヘテロ基である。

【請求項 13】 メチロール含有化合物が、以下からなる群より選択される尿素誘導体である、請求項1～5のいずれか一項記載の使用または請求項6記載の方法：



式中、R = ヘテロ基である。

【請求項14】メチロール含有化合物が、1,3,-ジメチロール-5,5-ジメチルヒダントイントインである、請求項1~5のいずれか一項記載の使用または請求項6記載の方法。

【請求項15】前記医薬品または組成物が、代謝拮抗剤、プリン類似体またはピリミジン類似体、アルキル化剤、挿入剤、架橋剤、および抗生物質からなる群より選択される化学療法剤の投与の前、同時、または後に投与される、請求項1~5のいずれか一項記載の使用または請求項6記載の方法。

【請求項16】メチロール含有化合物が0.1mg/kg~150mg/kgの用量で投与される、請求項3~5いずれか一項記載の使用。

【請求項17】メチロール含有化合物を含む、治療用フィルム形成組成物。

【請求項18】メチロール含有化合物が、軟膏、ペースト剤、噴霧剤、パッチ、クリーム、ゲル、吸収性スポンジ、または発泡体の形をとる、請求項17記載の組成物。

【請求項19】メチロール含有化合物が粘着パッチの形をとる、請求項17記載の組成物。